

アマチュア無線を身近な活動へ

—アマチュア無線の社会貢献活動での活用及び 小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大—

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

JARL会員の皆さまには、日頃から総務省の情報通信行政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、令和3年3月に制度改正を行いました「アマチュア無線の社会貢献活動での活用と小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大」につきまして御紹介させていただく機会をいただきましたので、制度の概要を御紹介させていただきます。

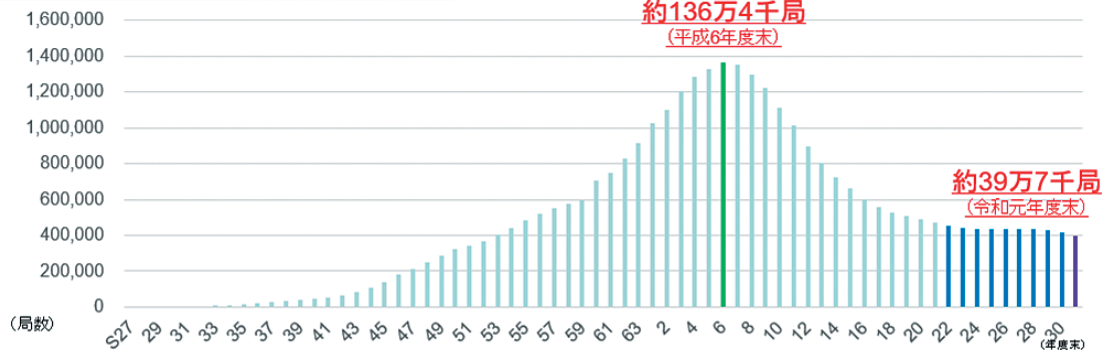
1. アマチュア無線の現状

アマチュア無線局数は、平成6年度末に136万局を超えましたが、現在はその約3割の約38.9万局（令和2年末）と、近年減少の傾向であり、その年齢構成も50代以上が概ね8割を占め、60代が最も多くなっております。また、小中学生のアマチュア無線有資格者は約3,100名となっており、平成13年頃の約

8,500名と比べても減少しております。

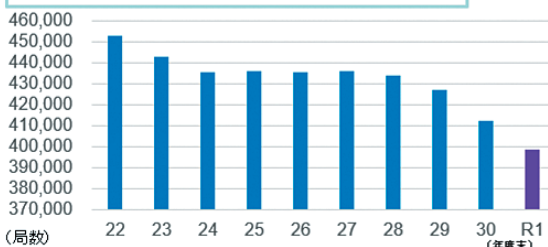
若手人材の育成は、どこの業界においても共通の課題となっておりますが、アマチュア無線人口が大きく減少する中で、ワイヤレスIoT人材の確保・育成についても喫緊の課題となっていると言えます。（※資料1）

アマチュア無線局数の推移



資料1

アマチュア無線局数の推移(直近10年)



小中学生のアマチュア無線資格者数

区分	令和2年夏頃
大学生相当年齢(19～22歳)	約11,800名
高校生相当年齢(16～18歳)	約5,800名
中学生相当年齢(13～15歳)	約2,500名
小学生相当年齢(7～12歳)	約600名

※高校生以上に比べ、小中学生の有資格者は少ない。
※参考として、おおよその数を示したものです。

2. 非常災害時に活躍するアマチュア無線

我が国は、その自然的・地理的条件から各種の自然災害が発生しやすい特性があります。これまでアマチュア無線は、被災地の通信確保等において「非常通信」※として活動を行い、地域において重要な役割を果たしてきていただいております。地方自治体と地域のアマチュアクラブによる災害協定が多く結ばれるなど、その運用実績が社会にも認められているものと考えております。（※資料2）

平成23年（2011年）3月の東日本大震災では、中央非常通信協議会会長（総務省総合通信基盤局長）からJARL会長様に対し被災地の通信確保のためのアマチュア無線の積極的活用を要請させていただきました。この未曾有の災害においては、多くのアマチュア無線局が地方自治体に協力する等して、被害情報の収集や安否情報の伝達等、人命の救助や災害の救援等のための非常通信を実施し、社会的に大きな貢献をして

いただきました。改めて深謝の意を表します。

今後とも、非常災害時のアマチュア無線の活躍が期待されているものと考えております。

※非常通信

電波法第52条第4号。地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信。無線局免許人の判断により、非常通信は状況に応じて柔軟に行えます。

（御参考）電子情報通信学会通信ソサイエティマガジン 2012冬号・小特集「今時のアマチュア無線」
https://www.ieice.org/~cs-edit/magazine/archive_2012.html

非常災害発生時に活躍しているアマチュア無線の事例

資料2

運用時期	災害の名称	運用事例	備考
1995年1月	阪神淡路大震災	交通情報及び道路の損壊状況の情報、近隣居住者、知人等の安否の照会、救援物資の集積輸送関連状況の伝達、食料等を扱っている商店等の照会、公共サービスの実施状況の伝達等の支援	
2000年9月	東海地方豪雨	水害時に愛知県消防防災課と連携して非常通信に協力	
2004年10月	新潟県中越地震	被災地周辺と県内各地との安否連絡に協力	
2011年3月	東日本大震災	被災地各地の情報収集及び行政機関への通報（100人超が自衛隊により救出）、市役所等防災拳拠点での中継局等設置や対策本部等への無線機貸し出し等の通信支援	中央非常通信協議会会長（総合通信基盤局長）名義で一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）に対し被災地の通信確保のためのアマチュア無線の積極的活用を要請
2011年9月	台風12号（紀伊半島）	町役場の屋上に中継局を設置し災害ボランティア間の通信支援	
2019年10月	台風19号（関東地方）	アマチュア無線局でSOS信号を受信し、孤立状態であった老夫婦の救助要請を行政機関へ行い、救助が確認できるまでの間、アマチュア無線の通信を継続	災害時における電波の適切な使用に多大な貢献をしたとして、令和2年度総務省関東総合通信局長賞を受賞（個人）

※その他、非常通信協議会・地方公共団体等が主催する防災訓練への参加や、被災時の救助を求める通信の受信及び通報等に個人・団体を問わずアマチュア無線が活用されている。

3. 制度の概要

非常災害時等のボランティア活動や、国や地方公共団体等の施策で共助を背景とする地域における活動において、アマチュア無線を身近な暮らしの中で活用できるようにアマチュア無線の定義を明確化しました。このことにより、アマチュア無線のより一層の活用が期

待されるとともに、電波の有効利用及びアマチュア無線の地位向上が図られ、地域社会に貢献することが期待されております。さらには、アマチュア無線をきっかけとした地域におけるボランティア活動・地域活動の相互連携につながることも期待されております。（※資料3）

アマチュア無線の社会貢献活動等での活用にあたっては、次の点に御注意ください。

- ・アマチュア無線有資格者がアマチュア無線局を開設して行うものであること。
- ・企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできないこと。
- ・アマチュア無線局免許人に社会貢献活動等を強制するものではないこと。

- ・社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものであること。(このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としてアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。)

アマチュア無線を身近な活動へ ～アマチュア無線を社会貢献活動で活用～

資料3

非常災害時等のボランティア活動や地域における活動において、アマチュア無線を身近な暮らしの中で活用できるようにします。これにより、アマチュア無線のより一層の活用が期待されます。

●災害ボランティアでの活用(例)

非常災害時(事前・直前準備、訓練含む。)



アマチュア無線有資格者がアマチュア無線局を開設して行うものです。企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。アマチュア無線局免許人に社会貢献活動等を強制するものではありません。

●ボランティア活動・地域活動での活用(例)



本改正案は、社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。*このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としてアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。

4. 災害ボランティアでの「継ぎ目のない」支援が可能に



▲阪神・淡路大震災 (1995年)



▲阪神・淡路大震災 (1995年) アマチュア無線が社会貢献した

非常通信は、総務省「アマチュア局による非常通信の考え方」※のとおり、非常通信に該当するかどうかは免許人の判断により柔軟に行えることとしておりますが、非常通信の性格から有線通信(携帯電話等も含む。)を利用することが著しく困難であるときなどの制約もあり、災害が迫りつつある段階や災害後の復旧ボランティア活動までを含めた災害時の体系だった役割をアマチュア無線に与え

にくい実態が存在すると言われておりました。

今回の改正では、非常通信であるかどうかにかかわらず、非常災害時(事前・直前準備、訓練含む。)から災害復旧時まで、継ぎ目のない支援が可能となるようになりました。(※資料3の上段:災害ボランティアでの活用(例))

今後は、平常時から非常災害時に備えた体制を構築しやすい環境となりますので、体系だった継続的な活動が期待されるとともに、これを契機に全国のアマチュア無線局免許人の協力・連携による組織的な活動に繋がることも期待されております。なお、アマチュア無線の社会貢献活動の範囲内の運用であれば、非常通信の報告(電波法第80条第1項)についても不要となります。*総務省電波利用ホームページ

・アマチュア局による非常通信の考え方

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/amahijyo/>
*JARL「アマチュア局の非常通信マニュアル」も御紹介させていただいております。

5. ボランティア活動・地域活動での活用が可能に

非常災害時など地域課題の解決には、地域との連携による「共助」が重要とされ、近年、ボランティア活動の位置づけや活動の範囲も広がっております。ボランティア活動の盛んな米国や欧州においては、災害時のボランティア活動だけでなく、それ以外の社会貢献活動においてもアマチュア無線の活用がなされており、アマチュア無線に対する社会の認知度が高いと言われております。（※資料4）

具体的には、ボストンマラソンやロンドンマラソンなどのスポーツイベント、地域のボランティア活動やコミュニティイベント、教育現場などでの活用がなされているようです。

今後、我が国においても、地域、生活に密着したア

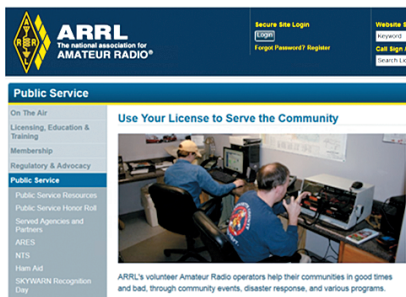
マチュア無線局免許人である皆様が、その無線通信の知見を生かして、地域のマラソン大会や祭りなどの地域イベント、地域の清掃活動等の様々な社会貢献活動等でアマチュア無線を活用するケースも広がっていくのではないのでしょうか。（※資料3の下段：ボランティア活動・地域活動での活用（例））

また、災害時以外の社会貢献活動等での活用は、アマチュア無線局免許人が、日頃から地域の様々な団体やボランティア活動・地域活動と「つながる」機会やトレーニングを行う機会でもあります。これは、前述の災害ボランティアとしての能力向上にもなるもので、実際に災害が起きたときに円滑に非常災害時の通信を地域と連携して行うことができることにつながると考えられます。

米国におけるアマチュア無線の運用

資料4

米国では、アマチュア無線による災害支援・ボランティア運用・マラソン大会等の地域イベントへの参加は日常的に行われており、ARRL（米国のアマチュア無線団体）においても、「Use Your License to Serve the community（訳：あなたの免許をコミュニティへのサービスに使う）」と推奨している。



（出典）ARRL Public Service,
<http://www.arrl.org/public-service>

（左記：日本語訳）

“あなたの免許をコミュニティへのサービスに使う”

ARRLのボランティア・アマチュア無線オペレーターは、コミュニティのイベント、災害対応、及びさまざまなプログラムにおいて、良いときも悪いときもコミュニティを支援します。

ARRL's volunteer Amateur Radio operators help their communities in good times and bad, through community events, disaster response, and various programs.

6. アマチュア無線による社会貢献活動への期待

今回の改正は、アマチュア無線の定義を明確化することにより、アマチュア無線を社会貢献活動等で活用できることを明確化するものですが、アマチュア無線による社会貢献活動等は、そのあるべき姿（将来像や期待像）を示すことも含めて、現在及び将来のアマチュア無線局免許人の方々の自主的・積極的な仕組みづくりや取組みが、これまで以上に重要なものとなってくると考えております。

アマチュア無線による社会貢献活動等により、アマチュア無線が積極的に活用され、そして、地域社会に貢献するとともに、さらに、アマチュア無線の社会的認知度や評価の向上にもつながっていくものと期待されております。今後、アマチュア無線は、地

域におけるボランティア活動・地域活動を活発にする存在、またそれらを結びつけて地域の力を向上していく存在にもなっていくのではないのでしょうか。

7. JARL・JARD・総務省での取組み

今後、JARL様からは「アマチュア局の非常通信マニュアル」と同様のアマチュア無線の社会貢献活動等を行う際の運用ガイドライン等の作成、JARD様からはアマチュア無線初心者向け・ボランティア活動者向けのアマチュア無線運用セミナー等講習会の実施、また両団体により積極的な周知広報に取り組みされると伺っております。

総務省としましても、アマチュア無線関係団体と連携して、特にアマチュア無線初心者の方を対象とした周知広報を行ってまいります。電波監視の強化についても、不法無線局、違反運用等の不正利用を防止し、



電波の適正な利用環境を確保できるよう、取締、周知等の取組を引き続き適切に実施してまいります。

また、総務省では、アマチュア無線の社会貢献活動等での活用について基本的な事項の考え方をまとめて、電波利用ホームページで公表しております。

今後、制度改正後、実際にどのような変化が起きているのかなど、アマチュア無線の社会貢献活動等の状況について情報の把握に努め、総合的に検討して必要な対応を取ってまいりたいと考えております（上記の「基本的な考え方」の更新、周知啓発など。）。

引き続き、JARL様と連携して取組を進めてまいりたいと考えております。

●総務省電波利用ホームページ

「アマチュア無線の社会貢献活動での活用に係る基本的な考え方」

https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/ama_social_contribution/index.htm

8. 小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大

「体験」は興味や関心を持つことの「きっかけ」となるものであり、アマチュア無線の体験機会を拡大することで、アマチュア無線に興味や関心を持つ「きっかけ」をつくることができます。

これまで、無資格者がアマチュア無線を体験できる制度には、「国際宇宙ステーションとのアマチュア無線



▲ ARISS スクールコンタクトの様子

線体験局（ARISS局）」、行事等の機会を捉えた「アマチュア無線体験局」がありました。ARISS局は平成14年に制度化されたもので日本全国の小中学校を中心に既に100例を超える実績があり、また、アマチュア無線体験局は令和2年に制度化されたばかりですが、既に多くの実績があります。JARL会員の皆様の御尽力をいただき、数多くの方がアマチュア無線を実験することができたことで、アマチュア無線がどのようなものか理解できた、是非アマチュア無線をやりたいとの声も多く聞かれておりとっております。

このような実績も踏まえて、新たにイベント等の機会に限らず家庭や学校等の身近な「アマチュア無線体験運用」が広がることで、アマチュア無線に触れる機会をより増やしていくことができると考えております。（御参考）ARISSウェブサイト

<https://www.jarl.org/ariss/>



▲ ARISS スクールコンタクトの様子（2020年2月）

9. 制度の概要

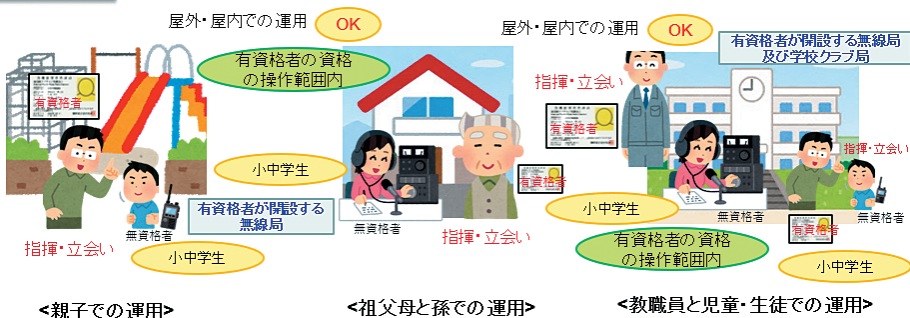
無資格者の小中学生が、親や祖父母、おじ・おば、

アマチュア無線を身近な活動へ ～小中学生のアマチュア無線の体験機会を拡大～

資料5

無資格者の小中学生が、親や祖父母、学校の教職員などといったアマチュア無線有資格者の指揮・立会いの下で、その有資格者が開設するアマチュア無線を操作できるようにし、身近な暮らしの中でアマチュア無線を体験できるようにします。
このことにより、電波の利活用の可能性や楽しさを身近な暮らしの中で体験できる機会を増やし、ワイヤレスIoT人材の裾野を広げていきます。

○ 運用例



学校の教職員などといったアマチュア無線有資格者の監督（指揮・立会い）の下で、その有資格者が開設するアマチュア無線を操作できるようにし、身近な暮らしの中でアマチュア無線を体験できるようになります。（※資料5）

無資格者が操作できるのは、監督（指揮・立会い）するアマチュア無線有資格者の資格の範囲内（モールス符号の送受は除く。）ですが、連絡の設定及び終了は、監督（指揮・立会い）しているアマチュア無線有資格者が必ず行わなければなりません。「指揮・立会い」とは、「無線設備の操作を行うその場に物理的に居合わせて、無線設備の操作を指図する、指示してさせる。」ことを言います。

また、移動範囲に特に制限はありませんので、屋外・屋内を問わず免許状に記載された範囲での運用が可能です。

なお、学校のクラブ局は、制度の趣旨に鑑み教職員がアマチュア無線有資格者として監督（指揮・立会い）することが原則であり、アマチュア無線有資格者の教職員がいない中での実施は想定されていません。すべての在学生の監督（指揮・立会い）ができるアマチュア無線有資格者は教職員に限られますので御注意ください。

10. ワイヤレスIoT人材の育成におけるアマチュア無線への期待

アマチュア無線は、無線技術の入口として、会話や無線機の工作に限らずPC等によるネットワークなど、多種多様な研究や実験が可能です。また、電波は周波数によって様々な特徴がありますが、アマチュア無線は様々な周波数で運用することができます。これらのことから、人材育成においてアマチュア無線を活用することは、将来の技術研究、開発に携わる人材の裾野拡大につながるものと考えております。

さらに、アマチュア無線は、これまで多くの方が科学技術や無線技術への興味・関心を持つ「きっかけ」になったものと考えており、趣味の一つとして多くの方にも知られています。先達である多くのアマチュア無線局免許人のサポートにより、継続的な人材育成に御貢献いただけるものと考えております。

11. 「アマチュア無線体験運用」を御活用ください



▲「こどもの日運用」の様子

JARL会員の皆様には、小中学生の子どもや孫、甥や姪等がいらっしゃる場合は、是非、アマチュア無線を体験する機会をつくっていただければと存じます。こどもの日



▲「こどもの日運用」に参加した皆さん（2019年5月）

（5月5日）も近いですが、皆様で誘い合って全国でチャレンジしても楽しいのではないのでしょうか。

また、学校ではちょうど新入学の時期ですが、教職員の監督（指揮・立会い）の下で、実際に「体験」をしてもらいながらアマチュア無線クラブに入って頂くこともできるのではないのでしょうか。

12. 簡易無線局の定義

アマチュア無線の定義の明確化にあわせて、現状の簡易無線局の利用状況にも鑑みて、簡易無線業務の定義についても整理及び明確化をすることとしました。

簡易無線局数は、平成16年度末頃にはアマチュア無線と同様に約60万局でしたが、令和2年末には約135万局（免許局及び登録局の合計）となっております。

13. 最後に

今回の改正（アマチュア無線の社会貢献活動での活用と小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大）は、アマチュア無線や社会貢献活動等の社会環境の変化を踏まえ、また、JARL様からの電波が国民共有の財産であることを踏まえ広く社会に貢献できる機会を与えていただきたいとのアマチュア無線の将来を見据えた御要望により行ったものです。

JARL会員の皆様のお力により、今後、アマチュア無線は、社会の中でさらに身近な活動となっていく、国民全体からクールなものとして、高い認知度と評価を得られるような存在になっていくのではないのでしょうか。

社会貢献活動においては、日頃からの地域とのつながりが特に重要と言われます。思えば、アマチュア無線は人と人とを「つなぐ」ものであり、これまでも多くの人と人をつないでこられました。また、多くの先達からの多大なサポートもございました。今後は、アマチュア無線の輪の中に社会貢献活動等が加わりますが、アマチュア無線の大きな輪で包み込んでいただき、さらにアマチュア無線が大きく飛躍することを願ってやみません。

JARL会員の皆様のお力に期待いたしております。

最後までお読みいただき、誠にありがとうございました。

JARLは

「ハムの社会貢献活動」を応援します！

～ご理解とご協力をお願いしたいこと～

今春、制度改正によりアマチュア無線家が社会貢献活動（非常災害時のボランティア活動、地域におけるボランティア活動など）をおこなう際に、連絡手段としてアマチュア無線を利用することが一定条件のもとで可能になります。JARLではアマチュアコード「アマチュアはよき社会人であること」「アマチュアは親切であること」の精神で、無線の知識と通信技術を持ち合わせたハムの皆さんがおこなう社会貢献活動を応援してまいります。

現在JARLでは「アマチュア無線を利用した社会貢献活動のガイドライン」の作成の検討を進めていますが、まず以下の点についてご理解とご協力をお願いいたします。

■社会貢献活動は「無線クラブ」などグループ単位での検討が望ましい

今回の制度改正により、社会貢献活動等をおこなう場合の連絡手段の一つとして、アマチュア無線も利用できるようになりました。2月に総務省が公表した資料には、想定されるさまざまな活用例が示されています（※65ページ・資料3）。

しかし、例示されている社会貢献活動の多くは、個人のアマチュア無線家が1人でおこなうのは難しいものです。

そこで、皆さんが入会されている地域のアマチュア無線クラブや、職場や学校の無線クラブといったグループ単位で検討を重ね、ボランティア活動・地域活動を始めたり、既存の活動に加わってみてはいかがでしょうか。グループとしておこなうことで、メンバーが持つ無線知識や通信技術をフルに生かすことができます。

また地域によっては、すでにアマチュア無線家によ

って「〇〇市アマチュア無線防災ネットワーク」といった組織が結成され、自治体や消防・防災機関と連携しながら、万々に備えた活動・訓練をおこなっているところもあります。

こうした組織に加入するのも1つの方法です。

自治体によっては、ボランティア活動を推進する窓口を設け、地域で活動しているボランティアグループを紹介してくれたり、ボランティア団体の登録を受け付けたり、その活動をサポートしているところもあります。

■状況に応じて“最適な通信手段”を選ぶことが重要

今回の制度改正は“あらゆる社会貢献活動において、アマチュア無線の使用を推奨する”というものではありません。アマチュア無線にこだわらず、状況に応じて、活動に最も適切な通信手段を選ぶことが大切です。

通信手段の選択で考慮すべきことの一例

- ・ボランティア活動の内容（営利事業ではないか？）
- ・活動の時期、期間
- ・無線通信で連絡を取る範囲（通信距離）
- ・通信をおこなう相手は、全員がアマチュア無線の有資格者か？
- ・必要とする無線機の台数
- ・無線機の入手方法

例えば、地元のアマチュア無線クラブが、自治体が主催する地域イベントにブースを出展したり、運営にボランティアとして協力したりする場合、情報を伝達する範囲がそのクラブのメンバー内だけで済むなら、各自が持っているアマチュア無線用のハンディ機を連絡に使うのが手軽で適切かもしれません。

しかしイベントの規模が大きくなり、アマチュア無線資格を持たない人たちとも無線で連絡を取りあう必要があるなら、アマチュア無線機の利用は不適切です。

こうしたケースでは、特定小電力無線（420MHz帯



▲東京都・中央区・港区合同総合防災訓練（2018年）
支部防災対策委員とJARL登録クラブの皆さんが参加

/10mW), デジタル小電力コミュニティ無線 (140MHz 帯 / 500mW), デジタル簡易無線登録局 (351MHz 帯 / 最大 5W) など, 無資格で使える無線システム (いわゆるライセンスフリー無線) がいろいろあります。通信に必要な距離や無線機を必要とする人数, さらに予算や期間などを勘案し, 購入またはレンタル等で導入するのが良いでしょう。

また携帯電話のサービスエリア内でしたら, スマートフォンを使って, 無線通信のようにグループ間で同報連絡ができる便利なアプリもあります。さらに最近では, 携帯電話網を経由して全国と交信できる「IP トランシーバー (LTE トランシーバー)」も普及し, 短期間のレンタルに対応している業者もあります。ただし災害発生時など, 携帯電話網がダウンしている場合は利用できません。

■ 営利事業にアマチュア無線は使えません

例えば災害発生後, 被災地の復興事業を営利で請け負っている営利法人 (企業など) が, その連絡手段としてアマチュア無線を使用することはできません (※ 下図参照)。

今回改正されたアマチュア業務について, 総務省告示には「電波法施行規則第三条第一項第十五号に規定する, 金銭上の利益のためでなく, もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う総務大臣が別に告示する業務は, 次の各号に掲げる業務とする。なお, 各号に掲げる業務には, 営利を目的とする法人等の営利事業の用



▲非常災害時のボランティア活動

に供する業務は含まれない」とあり, 営利事業には使えないことが明確に規定されています。

免許を持たずにアマチュアバンド内に出没する不法無線局や, 免許を有していてもアマチュア業務とは無関係の商売絡みの通信をおこなっている局が, 社会貢献活動を「隠れ蓑」にすることは絶対に許されません。JARL は各支部の監査指導委員が, 管轄する地方総合通信局と連携し, アマチュアバンド内のモニターと注意喚起をおこなっています。さらに総合通信局も監視を強化していきますから, 皆さんが不法無線局を発見した場合は, 免許人の義務として電波法 80 条の報告をおこなうようにしてください。

また, 皆さんが日頃アマチュア無線で交信を楽しむ場合は, コールサインを毎回しっかりアナウンスし, アマチュア業務に基づいた通信内容とすることで, 不法無線局が出没しにくい環境を作るよう心掛けてください。

【アマチュア無線の社会貢献活動についての補足】

- 総務省では, 今後, 本件のアマチュア無線の社会貢献活動での活用について基本的な事項の考え方をまとめて, 電波利用ホームページで広く一般に公表することとしております。今回の意見募集でいただいた御意見も, 参考にさせていただきます。
- また, 一般, 一般社団法人日本アマチュア無線連盟 (JARL) から「アマチュア無線が地域社会と非常災害時等のボランティア活動等を通じてより一層身近な生活の中で活用できる場が広まるように当連盟としても運用ガイドライン等の作成などに努めて参ります。」との御意見をいただいております。
- 本件の改正案等は, アマチュア無線の定義を明確化することにより, アマチュア無線を社会貢献活動で活用できることを明確化 (※) するものですが, アマチュア無線による社会貢献活動は, そのあるべき姿 (将来像や期待像) を示すことも含めて, 現在及び将来のアマチュア無線局免許人の方々の自主的・積極的な仕組みづくりや取組みが, これまで以上に重要なものとなってくると考えております。総務省は, アマチュア無線による社会貢献活動により, アマチュア無線の積極的な活用やその地位向上につながり, 地域社会に貢献することを期待しております。
- (※) 本改正案は, 社会貢献活動等を行う通信として, アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく, 無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。このため, アマチュア無線を使用しない, 業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど, 様々な対応が考えられます。
- アマチュア無線有資格者がアマチュア無線局を開設して行うものです。
- 企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。
- アマチュア無線局免許人に社会貢献活動等を強制するものではありません。

▲アマチュア無線の社会貢献活動についての補足 (総務省作成の資料より)。「企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません」と明記